

自立相談支援事業等（必須事業）の実績（令和4年12月末時点）

<事業の概要>

令和2年3月から続く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入減少・離職など生活の維持が難しくなり相談に来所される方が増えました。様々な生活支援策が終了する中で、生活再建が思うようにならない方からの相談が増えました。特に、年金担保融資を必要に応じて活用していたと思われる高齢者からの貸付相談が増えました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、留学生を含む在留外国人が就労先やアルバイト先等から解雇されるなど職を失う事態が多くありました。今年度は新たに、外国人・外国籍の方のために、多文化共生センターと NGO 神戸外国人救援ネットとの協働で「外国人のための生活相談会」を開催しました。

芦屋市では令和4年5月から、家計改善支援事業を開始しました。慢性的な赤字を抱えた世帯、借金がある世帯、病気や失業などによる収入減少した世帯など、世帯の置かれている状況は様々ですが、相談員と共に世帯の家計の見直しをすることにより、収支バランスが改善された例があります。

芦屋市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立相談支援事業を同じ相談窓口で対応しています。そのことにより、貸付の利用だけでは生活再建が見込めない方へは、早期に自立相談支援機関担当者が関わることができ支援を提供することができます。

また、令和4年度の社協組織改正において、地域づくり部門である地域福祉係と相談支援係が地域福祉推進課として一つに位置付けられたことにより、より社会参加支援や地域づくりとの連携が可能となりました。

令和4年度から取り組んでいる重層的支援体制整備事業では、多機関協働の充実や、専門職の連携を深められるよう、各種会議体や既存仕組みの見直し・充実に取り組みました。

今後は、社会的孤立と孤独の解消、世帯アセスメントによる課題の把握と世帯複合支援に積極的に取り組む必要があり、地域生活においてひとり一人が誰かとお互いにつながる社会参加支援、様々な専門職が多機関で協働し支援を提供するチーム支援、つながり続ける地域づくり支援を推進します。

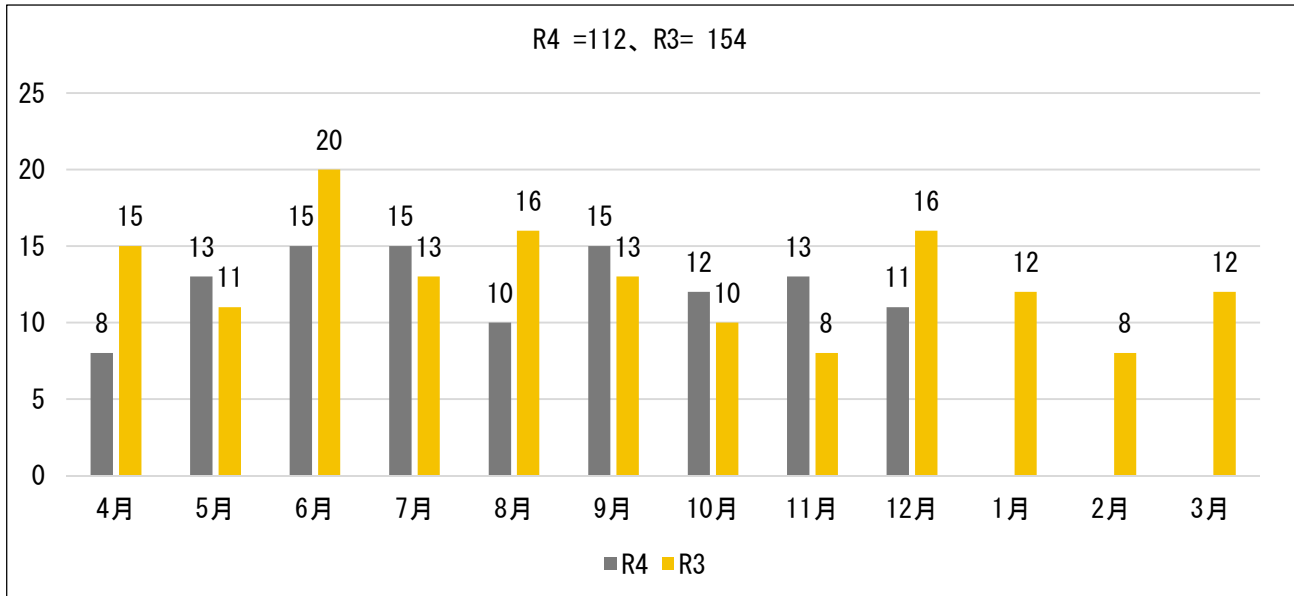
次頁以降に本事業に関する実績を報告します。

1 相談実績

(1) 自立相談支援事業の相談分析

ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



【図表 1-2】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| 新規相談受付件数 (本人未特定を含む) | 8 | 13 | 15 | 15 | 10 | 15 | 12 | 13 | 11 | | | | 112 |

イ 性別・年代別

【図表 1-3】

| | | |
|----|-----|----|
| 性別 | 男性 | 63 |
| | 女性 | 49 |
| | その他 | 0 |

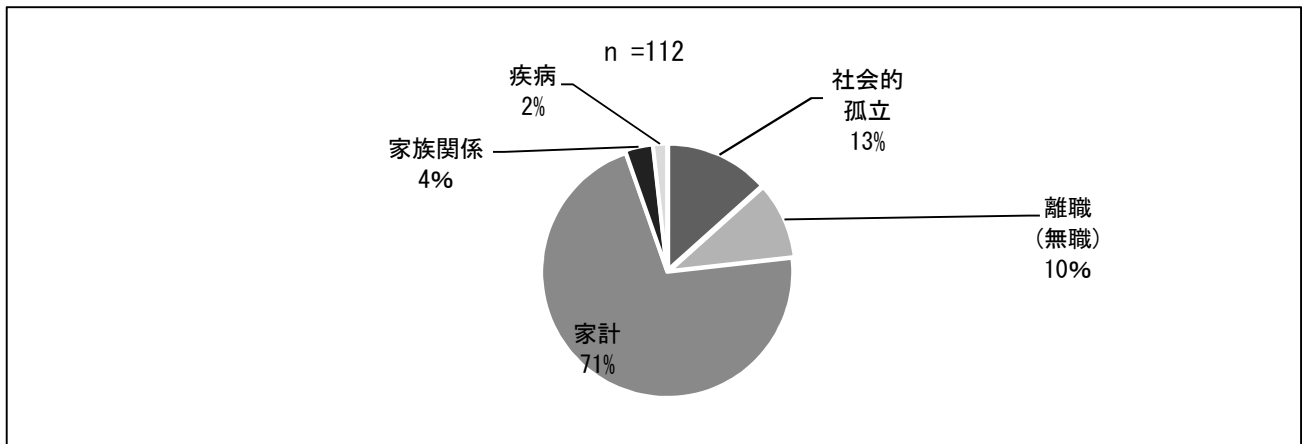
【図表 1-4】

| | | |
|----|--------|----|
| 年代 | ～10代 | 2 |
| | 20代 | 13 |
| | 30代 | 15 |
| | 40代 | 17 |
| | 50代 | 21 |
| | 60～64歳 | 10 |
| | 65代～ | 30 |
| | 不明 | 4 |

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少に関する相談が多く、全体を通しては、中高年齢層と10代、20代の方からの相談が増えています。

ウ 主な困りごと種別

【図表 1-5①】



【図表 1-5②】

困りごとの詳細（複数回答があるため、相談者数とは合致しません。）

| 項目 | 件数 |
|------------------|-----|
| 病気や健康、障がいのこと | 8 |
| 住まいについて | 9 |
| 収入・生活費のこと | 52 |
| 家賃やローンの支払いのこと | 13 |
| 税金や公共料金等の支払いについて | 7 |
| 債務について | 6 |
| 仕事探し、就職について | 11 |
| 仕事上の不安やトラブル | 1 |
| 地域との関係について | 0 |
| 家族との関係について | 7 |
| 子育てのこと | 0 |
| 介護のこと | 1 |
| ひきこもり・不登校 | 3 |
| DV・虐待 | 0 |
| 食べるものがない | 2 |
| その他 | 2 |
| 合計 | 122 |

相談内容について、「収入・生活費のこと」、「家賃やローンのこと」などお金にまつわる困りごとが多いです。慢性的な赤字家計の場合、家計改善支援事業の利用を勧め、家計のやりくりと一緒に考える支援を提案しますが、取り組む方は少数です。クレジットカード利用やキャッシュレス

決済利用などにより、利用額が後払いとなっている生活パターンの方は、現金での生活に変えることを提案しますが、習慣となった支払い方法を直ちに变えることが難しい場合が多いです。

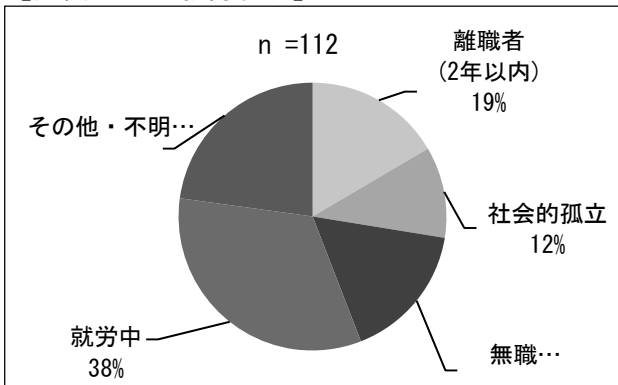
【図表 1-6 年代別の状況】

| 困りごと \ 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60~64歳 | 65歳以上 | 不明 | 合計 | R3 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|----|-----|-----|
| 社会的孤立 | 1 | 1 | 4 | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 | 15 | 13 |
| 離職（無職） | 0 | 0 | 4 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 11 | 6 |
| 家計 | 1 | 11 | 7 | 11 | 13 | 7 | 26 | 4 | 80 | 117 |
| 家族関係 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 | 10 |
| 疾病 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| 学習支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 2 | 13 | 15 | 17 | 21 | 10 | 30 | 4 | 112 | 154 |

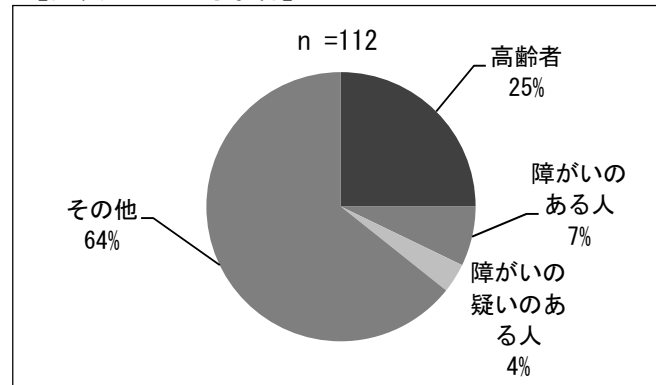
家計に関する相談が多く、その中でも高齢者からの相談が増えています。背景として、コロナ禍以前にアルバイト収入と年金で生活していた方が、アルバイトを離職・解雇になり、その後の就労が難しいことが多いと考えられます。

エ 就労状況・対象者

【図表 1-7 就労状況】



【図表 1-8 対象者】



【図表 1-9 就労状況・対象者】

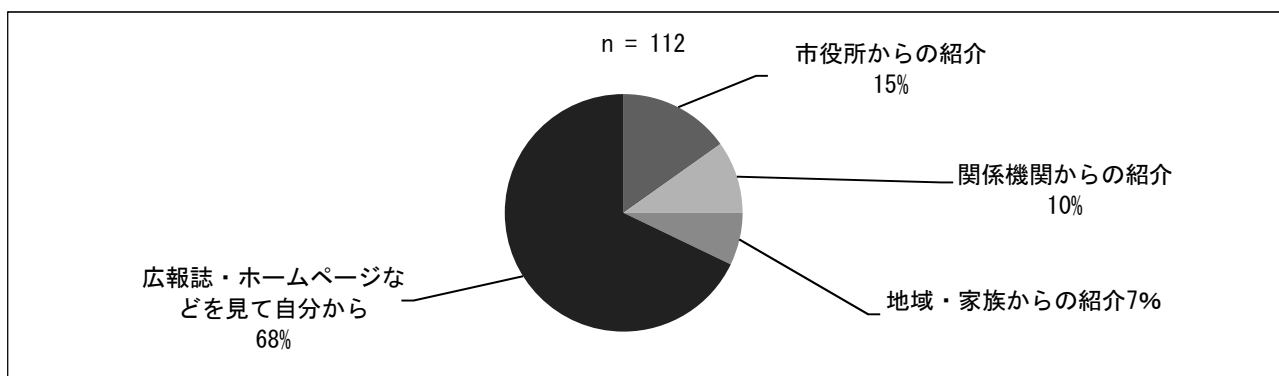
| 就労状況 \ 対象者 | 高齢者 | 障がいのある人 | 障がいの疑いのある人 | その他 | 合計 | R3 |
|--------------|-----|---------|------------|-----|-----|-----|
| 離職者（2年以内） | 5 | 1 | 0 | 15 | 21 | 23 |
| 社会的孤立（ひきこもり） | 0 | 1 | 4 | 9 | 14 | 10 |
| 無職 | 14 | 3 | 0 | 4 | 21 | 46 |
| 就労中 | 8 | 3 | 0 | 31 | 42 | 46 |
| その他・不明 | 1 | 0 | 0 | 13 | 14 | 29 |
| 合計 | 28 | 8 | 4 | 72 | 112 | 154 |

「その他」の中にはアルバイトで生計を維持していた外国人留学生や学生が含まれます。コロナ禍において、全国的に在留外国人への支援体制の弱さが浮き彫りとなりましたが、芦屋市においても例外ではありませんでした。

2年以内の離職者や就労中の高齢者からの経済的問題に関する相談が多く、高齢になっても働かないと生計を維持できない現状があることが分かりました。

オ 相談経路

【図表 1-10】



【図表 1-11 相談経路内訳】

| (A) 市役所からの紹介 | | 件数 | (B) 関係機関からの紹介 | | 件数 | (C) 総合相談窓口からの紹介 | | 件数 |
|--------------|------------|--------|--------------------------|--------|---------------------|-----------------|--------|----|
| 福祉部 | 生活援護課 | 3 | 高齢者生活支援センター | 6 | 地域・家族から | 家族・知人・大家 | 8 | |
| 福祉部 | 高齢介護課 | 3 | 障がい相談支援事業所・障がい基幹相談支援センター | 1 | | 民生委員・児童委員 | 0 | |
| 福祉部 | 障がい福祉課 | 2 | 若者相談センターアサガオ | 1 | | 小計 | 8(7) | |
| 福祉部 | 地域福祉課 | 2 | 権利擁護支援センター | 1 | 広報誌・ホームページなどを見て自分から | | 76(88) | |
| 総務部 | 債権管理課 | 2 | 他市社協 | 2 | | | | |
| こども・健康部 | 健康課 | 2 | (B) 合計 | 11(31) | (C) 合計 | | 84(95) | |
| こども・健康部 | 子ども家庭総合支援課 | 1 | | | | | | |
| 企画部 | 市民参画・協働推進室 | 1 | | | | | | |
| 教育委員会 | | 1 | | | | | | |
| (A) 合計 | | 17(28) | | | | | | |

※各項目合計（ ）内の値：令和3年度実績

コロナ禍が続く中で、コロナ特例貸付にまつわる本人からの相談が最も多く、経済的問題を抱える世帯が生活を再建することの難しさが明らかになりました。関係機関との連携においては、初回相談のつなぎだけでなく、支援経過においても継続的に協力することができています。

【図表 1-12 主な困りごと種別の相談経路】

| 困りごと 相談経路 | 社会的 孤立 | | 離職 (無職) | | 家計 | | 家族 関係 | | 疾病 | | 学習 支援 | | 合計 | | R3 | |
|-------------------------|------------------------|-----------------|------------|-----------------|--------|-----------------|----------|-----------------|--------|-----------------|----------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|
| | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 | 全 数 | 内 滞納・ 負債有 |
| (A) 市役所 からの紹介 | 3 | 0 | 3 | 0 | 10 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 17 | 3 | 28 | 8 |
| (B) 関係機関 からの紹介 | 4 | 0 | 2 | 0 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 1 | 31 | 3 |
| (C) 総合相談 窓口からの 紹介 | 地域・ 家族 からの 紹介 | 3 | 0 | 1 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 2 | 7 | 1 |
| | 自分か ら (広報誌 等) | 5 | 0 | 5 | 0 | 63 | 20 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 76 | 21 | 88 | 12 |
| 合計 | 15 | 0 | 11 | 0 | 80 | 26 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 112 | 27 | 154 | 24 |

家計に困りごとを抱え相談に来た人の32%は滞納や負債を抱えており、家計改善支援事業の活用で家計の見直しをするだけでは生活再建できないこともあります。権利擁護支援センター専門相談を利用し、自己破産手続きなどの法的債務整理が必要な場合もあります。

2 支援実績

(1) 相談支援

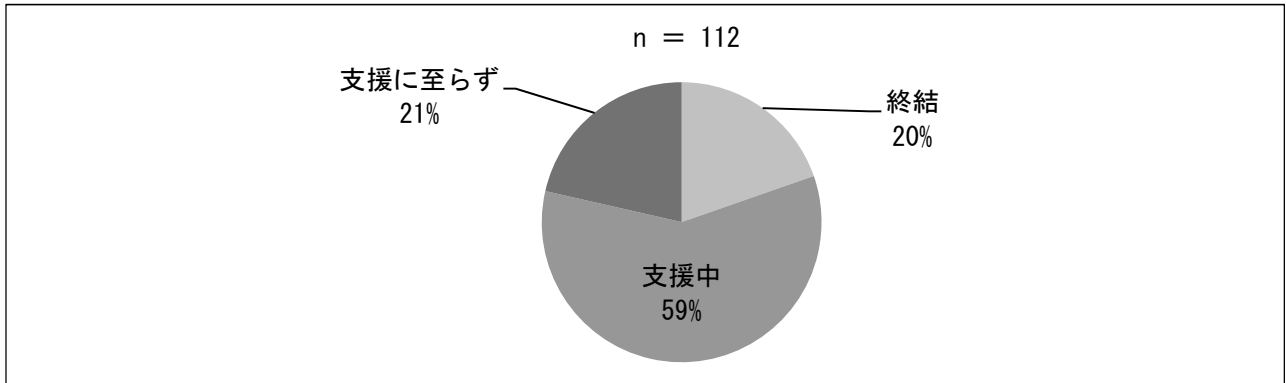
ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和4年度実績】

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 | R3 |
|-------------------------------|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-----|
| 新規相談受付件数（本人未特定を含む） | | 8 | 13 | 15 | 15 | 10 | 15 | 12 | 13 | 11 | | | | 112 | 154 |
| プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時） | | 5 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 4 | 4 | | | | 24 | 31 |
| | 情報提供のみで終了 | 3 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 4 | 4 | | | | 22 | 20 |
| | 他機関へのつなぎで終了 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 2 | 11 |
| | スクリーニング判断前に中断・終了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 |
| 支援決定・確認件数（再プランを含む） | | 7 | 4 | 5 | 3 | 8 | 6 | 3 | 4 | 8 | | | | 48 | 54 |
| 就労支援対象者数（プラン期間中の一般就労を目標にしている） | | 3 | 0 | 3 | 3 | 1 | 4 | 0 | 2 | 4 | | | | 20 | 31 |
| 事業等利用 法に基づく | 住居確保給付金 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | 3 | 19 |
| | 住居確保給付金 再支給 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 1 | 47 |
| | 家計改善支援事業 | 0 | 3 | 4 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | 4 | | | | 18 | |
| | 就労準備支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | | | | 5 | 8 |
| | 自立相談支援事業による就労支援 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | | 6 | 12 |
| | 子どもの学習・生活支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | | 2 | 1 |
| その他 | 生活福祉資金による貸付 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 | | | | 14 | 29 |
| | 生活保護受給者等就労自立促進事業 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | | 8 | 11 |
| 評価実施件数（再プランを含む） | | 2 | 2 | 0 | 1 | 6 | 3 | 0 | 3 | 4 | | | | 21 | 21 |
| 評価結果 | 終結 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | | | | 3 | 2 |
| | 再プランして継続 | 2 | 2 | 0 | 1 | 5 | 3 | 0 | 1 | 4 | | | | 18 | 19 |
| | 中断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 |
| 変化した 見られた | 変化あり | 2 | 2 | 0 | 1 | 4 | 3 | 0 | 3 | 4 | | | | 19 | 19 |
| | 変化なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 2 | 2 |
| 評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分 | | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | | | | 7 | 11 |
| | 一般就労開始 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | 1 | 2 |
| | 就労収入が増加 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | | 2 | 1 |

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和 4 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

| | | 社会的孤立 | 離職(無職) | 家計 | 家族関係 | 疾病 | 学習支援 | 合計 |
|--------|------------|-------|--------|-----|------|----|------|-----|
| 終結 | H27~R3 年度* | 2 | 3 | 31 | 1 | 1 | 0 | 38 |
| | R4 年度 | 1 | 2 | 19 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| | 合計 | 3 | 5 | 50 | 1 | 1 | 0 | 60 |
| 支援中 | H27~R3 年度* | 18 | 17 | 139 | 7 | 5 | 1 | 187 |
| | R4 年度 | 11 | 8 | 42 | 3 | 2 | 0 | 66 |
| | 合計 | 29 | 25 | 181 | 10 | 7 | 1 | 253 |
| 支援に至らず | H27~R3 年度* | 2 | 1 | 14 | 0 | 1 | 0 | 18 |
| | R4 年度 | 3 | 1 | 19 | 1 | 0 | 0 | 24 |
| | 合計 | 5 | 2 | 33 | 1 | 1 | 0 | 42 |
| 中断 | H27~R3 年度* | 2 | 16 | 153 | 7 | 4 | 0 | 182 |
| | 合計 | 2 | 16 | 153 | 7 | 4 | 0 | 182 |

*H27~R3 年度中に終結に至らなかったケース

全ケースの中で、家計に困りごとがある方の「支援に至らず」、「中断」が多く、家計の見直しのため家計改善支援事業を活用し、踏み込んだ支援を提案すると、本人が生活状況を変えることを望まない場合や、コロナ禍における各種経済支援策の利用だけを希望していた場合、具体的な支援に至らず、経済支援策が終了するとともに、関係が切れることがあります。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

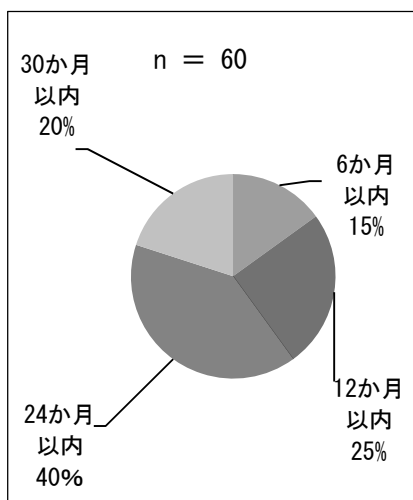
| 解決法 主な困りごと | 就労 | 家計改善 | 他機関 つなぎ | 他市転出 | その他 | 合計 | R3 |
|---------------|----|------|------------|------|-----|----|----|
| 社会的孤立 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 7 |
| 離職（無職） | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 5 | 6 |
| 家計 | 11 | 15 | 12 | 4 | 8 | 50 | 62 |
| 家族関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 8 |
| 疾病 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 14 | 16 | 14 | 6 | 10 | 60 | 84 |

今年度も社会的孤立に関する相談が増えました。

コロナ禍をきっかけに家族と距離を取るようになり、本人の主訴や行動の理由が不明であることが多いため、親や家族が思い悩むことが多いです。その場合は、同じ悩みを持つ親同士が集い情報交換できる場である「ひだまりの会」を案内したり、家族支援の提供から始めています。

ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

| 解決法 期間 | 就労 | 家計改善 | 他機関 つなぎ | 他市 転居 | その他 | 合計 | R3 |
|-----------|----|------|------------|----------|-----|----|----|
| 3か月以内 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 6か月以内 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 9 | 7 |
| 12か月以内 | 1 | 6 | 2 | 3 | 3 | 15 | 35 |
| 18か月以内 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 24か月以内 | 10 | 4 | 7 | 1 | 2 | 24 | 4 |
| 30か月以内 | 2 | 4 | 4 | 0 | 2 | 12 | 3 |
| 合計 | 14 | 16 | 14 | 6 | 10 | 60 | 84 |

コロナ禍でコロナ特例貸付などを利用していただいていた自営業や個人事業主の方々は、事業に関する経済支援策も活用することができたため、自立相談支援機関での継続的な相談や家計改善支援事業を活用しての家計の見直しなどの支援は望まない傾向にありました。

エ 福祉部生活援護課との連携

相談者の中には一時的に生活保護を利用することが望ましい方がいますが、車や原付バイクを手離すことを嫌がり、申請に至らない場合があります。

(2) 自立相談支援事業による就労支援

高齢者の相談ではアルバイト収入などの就労収入の減少や失業から、生活の維持が難しくなっている相談が増えています。ハローワーク西宮との連携で就労支援を行いますが、体力的に困難な業務内容であったり、生活維持には不十分な低収入など年齢も含めて厳しい採用条件となっている企業が多くみられます。

その場合、生活にかかる経費の見直しが必要となり、公営住宅への転居など家賃を含む固定経費の削減を提案します。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

ア 住居確保給付金

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、住居確保給付金の対象者の拡大や求職活動要件の緩和の措置がなされていましたが、相談件数・利用件数はコロナ禍のピーク時と比べ減少しました。しかしながら、減収後収益が回復しない方や離職された方の利用があるため、コロナ禍の影響が未だ続いていると感じます。

イ 就労準備支援事業

社会的孤立や転職を繰り返すケースの相談者が増え、同時に継続支援対象者も増加しました。面談や集団プログラムなど様々な活動の中で、自立相談支援機関担当職員と就労準備支援事業担当者、家計改善支援事業担当者が一体的に関わることで、社会参加場面を増やすことに取り組みました。

「くろまつ」や「寄ってカフェ」なども徐々に参集開催ができるようになり、新たなステージとして参加者がより能動的に参加できる取組を目指していきたいと考えています。

ウ 子どもの学習・生活支援事業

自立相談支援事業からつながった子どもの学習・生活支援事業の利用世帯が1件であり、引続き事業の周知・啓発に積極的に取り組む必要があります。

子どもの学習・生活支援事業担当者と自立相談支援機関間ではケースの情報共有を行うことができおり、具体的な世帯支援には有用であると思われます。

(4) 他機関等との連携

社協が取り組んできたコロナ特例貸付の利用者の中には、外国籍の住民や在留外国人も多く、言語や生活様式、文化の違いなど相談対応する際に、十分にアセスメントできないなどの課題が表面化しました。

今年度、初めて「外国人のための生活相談会」開催し、多機関との連携による相談と、食料と生活用品の無償頒布にも取り組むことができました。

【その他の機関・事業利用数】

| 機関・事業名 | 内容 | 利用数 |
|---------------------|--|----------------------------|
| フードバンク関西による食材提供 | 所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。 | 7件 |
| 生活物品等ゆずりあいネットワーク | 芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けることができる。 | 40名 71点 (家電・日用品・衣類等) |
| フードドライブによる食材提供 | コープこうべ、芦屋市環境施設課と芦屋市社協で余剰食品の提供を受け、即時必要な方へ向け数日分の食材を提供するもの。 | 26件 |
| 福祉を高める運動世帯 経済的支援 | 民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年2回配分金をお届けするもの。 | 16世帯 |
| 生活福祉資金等貸付（従来からのもの） | 兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。子どもの進学費用の貸付。 | 教育支援資金4名 |
| 国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金 | 子どもや女性支援を活動方針としている国際ソロプチミスト芦屋による基金を活用し、子どもや女性に必要な生活用品の購入を支援するもの。 【思い出プロジェクト】 経済的に豊かではない世帯の子どもに残る取り組みとして、ボランティアカメラマン等の協力を得て、七五三のお祝い写真を作成する取組。 | 2件 親子3組 |
| 外国人のための生活相談会 | 多文化共生センター、NGO神戸外国人救済ネットとの共催による「外国人のための生活相談会」を開催。食料と生活物品の無料提供会も同時開催。 | 18人 |

3 成果と課題

(1) 成果

ア 周知・啓発について

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組みました。近隣高校からの依頼で、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の各担当者が出前講座を実施し、その後実際に個別ケース支援に展開できたケースがありました。
- ・多文化共生センター、NGO 神戸外国人救済ネットと協働で外国人のための生活相談会を開催し、食料や日用品提供を併せて行いました。
- ・総務部債権管理課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封してもらうことで個別相談につながりました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行いました。
- ・生活物品のゆずりあい・ほほえみ支援の案内チラシを作成し、子ども家庭総合支援課の協力により学校園への周知啓発を行い、校長会など教育委員会との連携にも取り組みました。
- ・ひきこもり相談窓口、ヤングケアラー相談窓口などの周知啓発チラシを作成し配布しました。
- ・総合相談連絡会等で家計改善支援事業の周知に取り組みました。

イ 就労支援について

- ・就労条件のこだわりが多いため求職先が見つかりにくく、求職活動が困難な状態にあり、就職に結びつかない人へは、丁寧な就労アセスメントが必要であり、こだわる理由や現実との乖離など本人とともに考える時間の確保が必要であると考えています。
- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業が共同でプロジェクトを立ち上げ、市内介護保険施設へ仕事の切り出しを依頼するとともに、本人の自己評価シートを作成し、可視化できる取組を行いました。
- ・障がいの疑いがある人の多くは、転職を繰り返す傾向にあると思われます。障がい相談支援の相談員と相互研修会を開催し、顔の見える関係づくりに取り組みました。
- ・コープこうべの協力により、コープ打出浜店において、「めーむひろば」を就労体験の場として活用させていただき、就労に結び付くように継続的に体験を実施することができました。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターとの協働による出張居場所を開催しました。

- ・就労準備支援事業と協働で、協力企業、事業所の開拓に取り組むため、市内の証券会社、工務店などを訪問し、取り組みや活動内容について意見交換をすることができ、具体的な活動への話し合いができました。

- ・「ひだまりの会」を継続的に開催し、親の会として情報共有や勉強会などに取り組みました。家族支援の CRAFT（ひきこもっている本人の家族に働きかけることによって、本人が治療の場所まで出て来られるようにサポートする認知行動療法プログラム）に少しずつ取り組むことができ、子どもの良いところへ視点を向けるなど具体的な学びにつながりました。

- ・地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携し、ひきこもりの人の居場所となっている「ボードゲーム研究会」への参加呼びかけ、ボランティア活動の紹介を行いました。

- ・事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討した。Zoom で開催することで感染予防に配慮することができました。

エ 多機関・他機関連携について

- ・困りごとを抱える人へ相談窓口を紹介するだけでなく、相談内容を聞き取り、一歩踏み込んだ「つなぎ」をすることの重要性を、専門職が認識する必要があると考えています。重層的支援体制整備事業の一環として総合相談連絡会のリノベーションに向け、複合多問題世帯へのアプローチと参加支援について、ケース検討を行いました。

- ・相談当初の課題は解決したが、継続的に関わり続けることで生活が安定し、精神状態が安定するケースについて、継続的な傾聴に努める支援を提供しました。

- ・断らない相談を展開するため、「自分の分野ではない相談内容」にどのように対応する必要があるのか社協内において研修会を開催し、多機関協働支援を再確認する学び直しの機会となりました。

- ・包括的な支援体制の構築に向け、地域発信型ネットワークをはじめ、関係機関との連携会議等へ積極的に参加しました。子どもへの支援を地域で取り組む必要があるとの課題認識が共有されました。

(2) 課題

ア 周知・啓発について（潜在的な相談者をどうつなぐか）

- ・コロナ特例貸付などのコロナ禍における経済支援策が終了し、特例貸付については償還が始まります。そのような中で、生活再建が難しい世帯が明らかになってきており、単純な経済的な問題ではなく、複合的な問題を抱える世帯が増加していると感じます。適切な支援を提供するには、関係機関との連携強化が必要であると考えています。

- ・経済的に不安定な子育て世帯へ支援を届けるため、子ども家庭総合支援課、教育委員会との更なる連携が必要です。

- ・外国人からの相談に対応するため、外国人支援団体との連携をさらに進める必要があります。

イ 家計相談について（緊急支援を要する人への支援）

- ・家計に問題があるが、見直しには消極的な人が多くおられます。そのような方は、経済支援策が終了した後、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されますので、継続的な周知等、経済支援策終了後のフォローアップが必要であると考えます。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・社会的孤立支援は、長い時間を要する支援になるため、短期間では本人や家族に変化があることがあまりないです。そのため、変化を望む家族の思いとすれ違うことが多いです。

- ・社会的に孤立していて、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みの検討が必要であると考えています。

エ 就労支援について

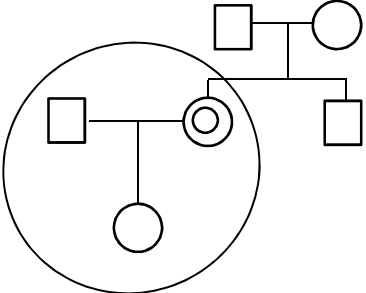
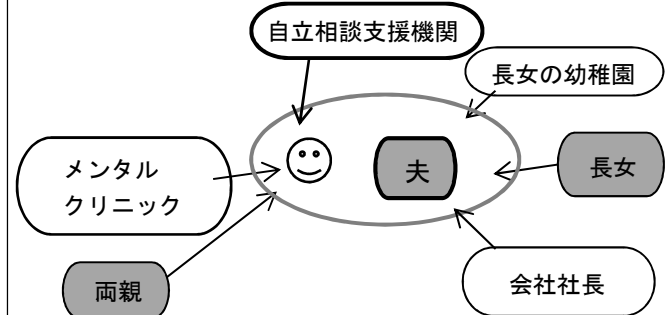
- ・所持金が極端に少ないケースの場合、一時的に生活保護受給をしたのち、求職活動することを勧めるが、納得しない人が多く、生活保護申請に結び付かないため、自立相談支援機関と生活保護課で就労支援を一体的に実施するなど、支援方法を検討する必要があると考えています。

オ 多機関・他機関連携について

- ・コロナ特例貸付などの取組から、低収入の高齢者、日本語理解が難しい外国人、ひきこもり状態の人、養育能力に不安がある家庭などが今後、深刻な状態になることが予想されます。多機関との連携によるチーム支援が必要となります。

事例『外国籍の父親と養育能力に不安がある母親とその家族への支援』

(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

| ●事例の概要 | |
|--|---|
| <p>・本人は精神的に不安定で子どもの養育能力に問題があると思われる。また、外国籍の夫は日本語会話が難しく、本人とのコミュニケーションがあまりない。世帯に支援が必要と思われる人が複数いる世帯への支援。</p> | |
| ●ジェノグラム | ●エコマップ |
|  |  <p>※「塗りつぶし」…支援開始前の社会資源</p> |
| ●インタビュー・アセスメント時の本人の課題 | |
| <p>【生活歴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫は外国籍で日本語が片言であり、日常会話も難しい。工場勤務。月額17万円の収入がある。 ・本人はコロナ禍で失業後、就労先を探しているが見つからない。 ・長女の養育を本人が担っているが、精神的に不安定であり、朝起きられないなど生活に問題がある。 ・長女は、本人とは日本語、夫とは英語で会話するため、どちらの言語もあまり上手く使えていない。 ・長女は近くの幼稚園に通っており、園内で日本語の問いかけをされた際に、内容の理解ができないことがある。来年から小学校に入学する予定であるが、言語理解が心配である。 ・生活を維持するためにクレジットカードやキャッシュレス決済を多用するため、借金が膨らんでいる。 | |
| ●支援の方向性 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・夫は収入の一部を生活費として本人に渡しているが、十分な額ではなく、経済的に不安定である。夫と同行で相談に来るように促すとともに、家計改善支援事業の利用による家計のやりくりの見直しを提案する。 ・本人は精神的に不安定であるが、病院受診につながっていないため、受診を勧め、体調の回復を提案する。 ・長女の養育と小学校への入学準備のため、児童福祉部門や教育委員会と連携し支援を進める。 | |

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・R3 本人の両親が、本人から再三お金の無心をされ、年金生活では援助の限界を感じ、相談に来所した。本人の夫とは言語の壁があり、コミュニケーションが難しい。 ・コロナ特例貸付の対象となることを伝え、総合相談窓口のチラシを渡し、本人に来所してもらうようお願いした。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ特例貸付利用のため本人が来所。生活状況を聞くも、相談には消極的。体調不良があるとのことだが、医療受診にも消極的。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）を利用して経済的生活再建を提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ特例貸付や経済支援策が全て終了した。 ・長女が通う幼稚園の園長から連絡があり、経済的に困窮していることを相談されたとの連絡があった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済状況の聞き取りと支援策の検討を提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・長女の幼稚園の園長に同席を依頼し自立相談支援機関担当者が面談。 ・精神的に不安定で、長女の小学校入学準備などはできていないとのこと。 ・再度、夫とともに相談に来所するように提案する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・再度、夫とともに来所することを提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・夫とともに来所され、外国人支援団体からの通訳派遣も受け、夫の思いも聞くことができた。 ・本人は体調の回復に取り組むため相談員と病院受診をすることになった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家計収支管理支援、病院受診と適切な療養を提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育環境や本人だけでは子育てに限界があると感じたため、幼稚園を中心に、教育委員会や保健師、子ども家庭総合支援課支援員との連携に取り組む。 ・両親からも子育ての協力を得られることになり、生活の当面の見通しが立ち、ほっとした様子が見られた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育支援を提案。 |
| ●支援の効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の中に支援を要する人が複数いる場合、連携を図る関係機関が増えることになるが、本人を中心として支援を展開することにより、本人は少しずつ見通しが立ち安心した表情をするようになった。 ・そのことにより長女の精神状態も安定し、幼稚園でも積極性が見られるようになった。 | |
| ●支援を通じた地域課題等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・言語のコミュニケーションが難しい外国籍の家族がいる場合、世帯の状況や家族それぞれの思いを聞き取るのが難しい。また、子どもが小さい場合には、親（本人）の精神状態や夫婦間の関係性が養育環境に与える影響が大きいため、子育て部門や教育委員会との連携が不可欠である。また、地域社会との関係性も薄く、社会的孤立や孤独が見られる。近隣で顔見知りなどを作る支援が必要である。 | |